



◆申込方法について

Q1 入園の可否は、先着順ですか？

A1 2号・3号認定となる保育園・認定こども園の入園は、先着順ではありません。申請者の保育の必要度に応じて選考し入園決定を行います。1号認定となる幼稚園・認定こども園は、各園によって異なりますので、直接確認をしてください。

Q2 仕事の都合のため、申込書の提出は、夜の7時頃でもできますか？

A2 認定の区分にかかわらず、各園での受け付けは、10月1日（金）～10月22日（金）、こども課での受け付けは、10月1日（金）～10月29日（金）の土・日・祝・休園日を除く午前8時30分～午後5時15分です。なお、この時間で申し込みができない場合は、こども課あてに郵送で提出することができます。この場合は、Q3を参照してください。

Q3 現在、新発田市外に住んでいますが、郵送等での申し込みはできますか？ **【2号・3号】**

A3 できます。あて先は、こども課こども入園係としてください。また、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」の記入にあっては、申請者（保護者）のマイナンバーの確認のため、確認書類のコピーを同封してください。

- ・個人番号カードの場合、個人番号カードのコピー
 - ・個人番号カードがない場合、通知カード（住民票）のコピーと運転免許証等のコピー
- なお、申込書類の送付依頼は、こども課までお問い合わせください。

Q4 4月以降に新発田市内に転入しますが、どのように手続きをしたらよいですか？ **【2号・3号】**

A4 申し込みの時点で新発田市に住所がなくても申し込みはできます。ただし、入園する前には転入の手続きが終了している必要があります。申込書に記入の際、転居先の住所（未定の場合はその旨）、転居の予定日などを記載してください。また施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書の令和3年1月1日時点で住所のあった市町村をご記入ください。

Q5 8月1日以降の出産の場合、1次募集の申し込みができないのはなぜですか？ **【3号】**

A5 入園決定は、4月から10月までの入園としており、一番早く入園のできる月齢は生後2か月からであるため、8月1日以降の出産の場合は、その月齢に満たないことによるものです。各月途中入園による申し込みを行ってください。

◆保育園等の利用について

Q6 保育園と認定こども園は、何が違いますか？

A6

保育園は、生後2か月～5歳児までのお子さん（2号・3号認定）が在園しています。一方、認定こども園は、生後2か月～5歳児までのお子さん（2号・3号認定）のほか、3歳児～5歳児までのお子さん（1号認定）が在園しています。3歳児～5歳児クラスは、1号認定と2号認定のお子さんがいっしょに活動を行います。1号認定は、基本的には、午前8時30分に登園し、午後2時に降園するなど、幼稚園と同じような活動内容となります。また、1号認定は、降園時間後においては有料の一時預かり保育、夏休み等の長期休暇などがあります。1号認定に関する詳細は、各園に直接確認をしてください。

Q7 保育園や認定こども園、幼稚園の活動内容は、何が違いますか？

A7

カリキュラムについては、保育園は「保育所保育指針」、幼稚園は「幼稚園教育要領」、認定こども園は、その両者を統合して策定された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき実施され、基本的な教育・保育の内容はいずれの施設においても大きく異なることはありません。

Q8 1号認定の「満3歳児」とは、何ですか？

A8

学年としては「2歳児」となりますが、1号認定においては、3歳の誕生日を迎える前日から認定を受け、入園することができます。なお、そのおさんは、2歳児クラス又は3歳児クラスのいずれかに所属することになりますが、各園によって異なりますので、各園に直接確認をしてください。

Q9 認定の有効期間は、いつまでですか？（入園の許可は、いつまで有効ですか？）

A9

認定の有効期間は、1号・2号認定は、小学校就学前まで、3号認定は、満3歳に達する前々日までとなります。また、2・3号認定は、「保育の必要な事由」に該当しなくなった場合、その日の属する月の末日までが有効期間となります。その他、以下の事由の場合は、有効期間が異なります。

- ・求職活動が事由の場合、入園日から90日間
- ・就学が事由の場合、卒業の日の属する月の末日までの期間
- ・妊娠・出産が事由の場合、出産予定日から起算して、産後8週を経過する日の翌日の属する月の末日までの期間

Q10 育休から復帰する前に「ならし保育」をさせたいのですが、入園日（月）をどのようにすればよいですか。 【2号・3号】

A10

入園日（月）は、育休復帰日が当該月の9日以前であれば、前月1日、当該月の10日以降であれば当該月の1日となります。いずれの場合も、基本的には、育休復帰日までが「ならし保育」の実施期間となります。なお、4月1日入園の場合は、3月中の「ならし保育」ができないため、入園決定後等において、各園に確認やこども課に相談をしてください。

Q11 保育標準時間（最長 11 時間）又は保育短時間（最長 8 時間）を超えて預けることはできないのでしょうか？ 【2号・3号】

A11 延長保育を利用することができますが、延長保育料をご負担いただきます。（1号認定は、各園に確認をしてください。）

Q12 保育標準時間の場合、バスの利用はできますか？ 【2号・3号】

A12 バスの利用については、「令和4年度入園のご案内」の巻末資料を参照してください。基本的には保育短時間のお子さんのみ利用可能です。（1号認定は、各園に確認をしてください。）

◆勤務証明書等の添付書類について

Q13 申し込みの時点と状況が変わった場合は、どうすればよいですか？ 【2号・3号】
（育休延長、転職・退職等）

A13 保育を必要とする理由に変更が生じた場合は、速やかにこども課に連絡してください。連絡がないまま、保育を必要とする理由が消滅していたことがわかった場合は、入園を取り消す場合があります。

Q14 自営業です。何の書類を添付すればよいですか？ 【2号・3号】

A14 自営業・農業・内職等の場合は、「保育認定のための申立書 その1」に記入のうえ、年間を通じて就労していることがわかる資料を添付してください。内容不備等の場合は、再提出をお願いすることがあります。（自営業・農業等であっても、法人化し、かつ、家族経営規模を超える場合は、「勤務証明書」となります。）

Q15 入園までに転職する場合は、どうすればよいですか？ 【2号・3号】

A15 転職先が内定しており、勤務証明書の提出が可能であれば添付してください。提出ができない場合は、「求職活動（起業準備）に関する申立書」に就労先が内定している旨を記載し、勤務が始まった後に速やかに「勤務証明書」を提出してください。

Q16 介護保険証は、どこの部分を添付すればよいですか？ 【2号・3号】

A16 （一）被保険者の氏名記載のページと（二）要介護状態区分等記載のページが必要となります。また、要介護状態の欄に記載されている内容によって調整を行います。

Q17 同居している祖父母と生計を別にしている場合でも、祖父母の記入等は必要ですか？
【2号・3号】

A17 二世帯同居住宅等も含めて同居している場合は、生計の別を問わず、祖父母の記入を行ってください。

◆選考方法等について

Q18 選考は、どのように行われますか？ 【2号・3号】

次のとおり行います。

A18

- ① 第1希望の園ごとにおいて、年齢別に集計し、募集定員を超過した場合、面接を行います。（1次募集のみ。対象者には別途通知します。）
- ② 申込書等の内容を踏まえ、新発田市入園選考基準表に基づいて保育の必要度を算定のうえ、第1希望の園ごとに保育の必要度の高い順に従って入園決定を行います。
- ③ 第1希望の園で決定しない場合は、第2希望の園、第3希望の園で同様の利用調整を行います。
- ④ それでも決定しない場合は、その他の施設を希望している場合は、空きのある施設を紹介します。
- ⑤ 求職活動の場合は、就労等の方の調整後に抽選を行い、入園を決定します。
(1号認定は、各園に確認してください。)

Q19 面接は、どのように行われますか？ 【2号・3号】

A19

申込締切後、第1希望の園ごとにおいて、年齢別に集計し、募集定員を超過した場合は、対象者に対して面接の日程等について通知します。面接を行う主な目的は、保育の必要性等について確認をさせていただきます。（服装自由）

◆保育料について

Q20 祖父母と同居していますが、保育料は、祖父母・父母の所得で計算されますか？

A20

保育料は、父母の市民税額で計算されます。ただし、父母の所得の合計額が祖父又は祖母（所得の高い方どちらか）の所得より低かった場合は、祖父又は祖母の市民税額が加算されて計算される場合もあります。

Q21 保育料の他に徴収されるものはありますか？

A21

保育料以外についても、基本的には、徴収がありますが、各園によってその内容や金額が異なります。

◆土曜保育について

Q22 土曜日でも平日と同じように保育をお願いできますか？ 【2号・3号】

A22

不定休や土曜日勤務等のため、土曜日に保育の必要性が生じる場合は、お子さんを預けることができます。入園決定後、具体的な手続き等について各園に確認をしてください。

◆追加したQ&A

Q23 「生活調査票」について、基準日はいつになりますか？

A23

記入した日の時点の年齢で判断してください。例えば、記入日時点で1歳の誕生日を迎えていない場合は、「0歳児用」に記入して、右上に記入日を記載してください。

Q24 「勤務証明書」について、人材派遣会社に登録はしていますが、就労が始まっていない場合は、どのように記入すればよいですか？

A24

登録済みであっても、入園の時点で就労が始まっていない場合は、「求職活動（起業準備）に関する申立書」を提出してください。また、就労の意向又は予定はあるものの、勤務先や勤務時間などの詳細が決まっていない場合も同様です。

Q25 「勤務証明書」について、現在、育休中で復帰後に時間短縮を行う予定ですが、労働時間等はどのように記載すればよいですか？

A25

申し込みにあたっては、育休取得前の勤務状態について記載をしてください。入園決定後などにおいて、申し込みの勤務状態と異なる勤務状態になる場合は、速やかにそのときに改めて勤務証明書を提出してください。

Q26 「勤務証明書」について、本社に依頼する必要がありますか？ その場合、提出までに時間を要して期限内で提出できなくなる可能性があります、どうなりますか？

A26

各事業所の規則やルール等を確認のうえ、その権限のある部署等に作成を依頼してください。また、申込期限までに提出できない場合は、資料不備により求職活動として選考を行います。